

○八王子市歴史・郷土ミュージアム条例素案（骨子）

1 目的及び設置

地域の歴史、考古及び民俗に関する資料の収集・保管、調査・研究及び展示・公開をするとともに活用を図り、広く教育、学術の向上と地域文化の振興を図るために設置する八王子市歴史・郷土ミュージアムの設置に必要な事項を定めるものとすること。

2 名称及び位置

複合施設の名称及び位置は、次のとおりとすること。

名称 八王子市歴史・郷土ミュージアム

位置 八王子市子安町三丁目 26 番 1 号

3 事業

ミュージアムは、次に掲げる事業を行うこと。

- (1) 資料の収集、受贈及び受託に関すること。
- (2) 資料の保存に関すること。
- (3) 資料の展示及びその説明助言に関すること。
- (4) 資料の相互貸借に関すること。
- (5) 資料に係る調査研究等に関すること。
- (6) 資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- (7) 資料に関する講演会、講習会等の主催、広報、出版等の普及活動に関するこ
と。
- (8) ミュージアムの利用に関し必要な説明、助言等を行うこと。
- (9) 市内外の他の博物館、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体等
と相互に連携を図りながら協力し、八王子市における教育、学術及び文化の振
興、文化観光、その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与す
ること。
- (10) 次条に掲げる施設の利用に関すること。
- (11) 前各号のほか、1の目的を達成するために必要な事業に関すること。

4 施設

ミュージアムは、展示室、収蔵庫、体験展示室、活動展示室、3に掲げる事業
に必要な施設を設けることとすること。

5 休館日

- (1) ミュージアムの休館日は、毎週月曜日（ただし、その日が休日に当たる時は、
その日後においてその日に最も近い休日に当たらない日）、1月1日から同月3
日まで及び12月29日から同月31日まで、館内整理日（年10日以内）とする
こと。また、教育委員会は、特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、
もしくは休館日とせず、又は臨時に休館日を定めることができるとすること。
- (2) 体験展示室及び活動展示室（以下「体験展示室等」という。）については、前
号の規定にかかわらず、休館日を毎月第2月曜日（ただし、その日が休日に当
たる時は、その日後においてその日に最も近い休日に当たらない日）とするこ

と。

6 開館時間

ミュージアムの開館時間は、午前 10 時から午後 6 時まで（ただし、体験展示室等については、午前 10 時から午後 8 時まで）とするとしてすること。また、教育委員会は、特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができるとしてすること。

7 職員

ミュージアムに館長その他必要な職員をおくこととすること。また館長はミュージアムが行う各種の事業の企画、実施及びその他の事務の掌理をすることとすること。

8 販売行為等の禁止

何人もミュージアム施設内においては、教育委員会の許可を受けないで物品の販売行為、広告物の掲出、掲示及び配布、その他これらに類する行為をしてはならないとしてすること。

9 利用の制限

教育委員会は、ミュージアムを利用する者が次のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み又は退館を命ぜることができるとしてすること。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (3) 施設又は附属設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

10 観覧料

- (1) 常設展示又は特別展示の観覧者は、当該観覧に係る観覧料を指定管理者に支払わなければならぬこと。
- (2) 観覧料は、この条例に定める金額の範囲において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとすること。また、これを変更するときも同様とすること。
- (3) 観覧料は入館の際に、支払わなければならぬこと。また、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでないとすること。
- (4) 観覧料は、指定管理者の収入とすること。

11 利用承認等

- (1) 体験展示室等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会規則で定めるところにより申請し、指定管理者の承認を受けなければならないこと。
- (2) 指定管理者は、利用の制限に該当するとき、又は指定管理者が利用を不適当と認めたときは、承認をしないものとすること。
- (3) 指定管理者は、承認の取消し、又は利用の停止によって利用者に損害が生じてもその責めを負わないこと。

12 利用料金

- (1) 利用者は、利用料金を、指定管理者に支払わなければならぬこととすること。
また、利用料金は前納しなければならないこととし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでないとすること。
- (2) 利用料金は、この条例に定める額の範囲内において及び体験展示室等に附属する設備及び器具等については教育委員会規則で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めることとすること。
- (3) 体験展示室等の施設予約に関する事務を処理する電子計算組織を使用して予約をした際、教育委員会の使用に係る電子計算機と体験展示室等の施設を利用しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により利用料金を支払うことができるとしてし、また、この利用料金の支払いは、利用の承認を受けたときに行われたものとみなすこととすること。
- (4) 利用料金は、指定管理者の収入とすること。

1 3 利用料金の減免

指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めたときは、観覧料及び利用料金を減額し、又は免除することができることとすること。

1 4 利用料金の不還付

既納の利用料金は、還付しないこととすること。また、指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めたときは、その額の全部又は一部を還付することができることとすること。

1 5 目的外利用等の禁止

利用者は、利用承認を受け目的外に利用し、又はこれらを利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならないこととすること。

1 6 利用承認の取消し等

指定管理者は、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき、利用条件に違反したとき、災害その他の事故により施設が使用できなくなったとき及び教育委員会が不適当と認めたときは、承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができることとすること。

1 7 原状回復義務

利用者は、施設の利用を終了したときは、直に原状に回復しなければならないこととすること。また、利用承認を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたときも、同様とすること。

1 8 損害賠償義務

ミュージアムの建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、市長が定める損害額を賠償しなければならないこととすること。また、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができることとすること。

1 9 指定管理者による管理

ミュージアムの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることとすること。

2.0 指定管理者の指定

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他市規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならないこととすること。
- (2) 教育委員会は、次に掲げる基準により審査して最も適当であると認めて選定された者又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者に指定することができることとすること。
 - ① ミュージアムの設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
 - ② ミュージアムの適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - ③ ミュージアムの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2.1 指定管理者の指定の取消し等

- (1) 教育委員会は、指定管理者が管理の業務又は経理の状況に関して、教育委員会がした指示に従わないとき、基準を満たさなくなつたと認めるとき及び指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、2.0の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることとすること。
- (2) 指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合で、市長が臨時にミュージアムの施設の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育委員会は、この条例に定める額並びに教育委員会規則で定める額の範囲内において教育委員会が定める使用料を徴収することとすること。

2.2 指定管理者の公表

教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、その指定を取り消したとき、又は管理の業務の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならないこととすること。

2.3 指定管理者の業務

- (1) 教育委員会は、3に掲げる事業に関すること、利用の制限に関すること、ミュージアムの施設及びこれに附属する器具の維持管理及び修繕(教育委員会が指定する修繕を除く。)に関する事項並びに教育委員会が特に必要があると認めることを指定管理者に行わせることとすること。
- (2) 指定管理者が行う業務に要する経費については、予算の範囲内において支払うこととすること。

2.4 秘密保持義務

指定管理者又は構成施設の業務に従事している者は、構成施設の管理に関し知

り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととすること。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とすることとすること。

2.5 個人情報の取扱い

指定管理者は、構成施設の管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととすること。

2.6 条例の廃止

八王子市郷土資料館条例は、廃止とすること。

2.7 施行期日

この条例は、令和8年10月1日から施行することとすること。また、指定管理者の指定その他必要な準備行為は、施行日の前においても行うことができることとすること。